

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
訪問看護ステーション上戸田	所在地	戸田市上戸田二丁目二二一六	戸田市本町一丁目九一八	訪問看護 介護予防 訪問看護
介護センターみぶな	事業所所在地	児玉郡上里町七本木二一五一	児玉郡上里町一三町八三五	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア八潮	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア草加住吉	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア草加住吉	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア草加谷塚	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護
ジヤパンケア川口栄	事業所所在地	東京都中央区一丁目三橋小伝馬町	東京都品川区一丁目二品川四一	訪問介護 介護予防 訪問看護

訪問介護 ところ 粹		雄飛堂 草加店 薬局	ジャパ ンケア 川口戸 塚	ジャパ ンケア 川口栄
事業所 所在地	事業者 名称	事業者 所在地	事業者 所在地	事業者 所在地
比企郡嵐山町むさし台二一六 一四	株式会社 柔愛堂 グループ	比企郡滑川町月輪九九二一三〇	東京都中央区銀座二一六一一 二	東京都中央区日本橋小伝馬町一 三四
比企郡滑川町月輪五八一 二	株式会社 グローフ オース	比企郡滑川町月輪五八一 二	東京都北区赤羽二五一三 二	東京都品川区東品川四一二 八
	訪問介護 訪問介護 訪問介護	訪問介護	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	訪問入浴介護 訪問入浴介護 訪問入浴介護